

議 長 受付番号第8号、鍵和田貴実代君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 鍵 和 田 学童保育のさらなる充実について

要旨 質問書のとおり

町 長 それでは、鍵和田議員からの御質問に対して、ゆっくり、丁寧に御回答させていただきます。

1つ目の子供のさらなる安全を守るために、対象を5年生にする考えはについてでございますが、子ども・子育て支援法により、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。この中で放課後児童クラブ、いわゆる学童保育につきまして、地域のニーズに合わせて放課後児童クラブをふやすとともに、職員や施設について新たな基準を設けて質の向上を図ることとなり、対象につきましても小学6年生までとなっております。現在本町は小学1年生から4年生までを対象にし、松田学童保育1室、寄学童保育1室の計2室で運営をしておりますが、来年度の受け付けを行ったところ、継続と新規を合わせまして、計74名の申し込みがありました。内訳といたしましては、松田学童保育62名、寄学童保育12名で、松田学童保育が現在1室で、1つ足りない状況となっておりますので、後ほど御説明させていただきますけれども、平成27年度に新しい教室の整備が行い、完了し次第、受け入れ態勢が整いましたら、対象を5年生ということで拡大をしていきたいというふうに考えております。

2つ目の増室に伴う新たな子供の受け入れはいつからなのかにつきましては、また、指導者の増員の体制、増員と体制はにつきましてですが、まずは受け入れ開始時期につきまして、保護者の方のお勤め等もありますので、4月1日から受け入れるために、春休みの期間を利用いたしまして、松田学童保育に仮教室を移室のために、確保するために必要最低限の整備をしたいというふうに考えております。現在保育室と仮教室の2教室により、4年生までの学童を保育しながら、新規に2教室の整備を進めてまいります。本来であれば平成26年度中に新教室の工事を行いたいところではございますけれども、平成27年度より新たに補助メニューに追加される放課後児童健全育成事業補助を利用して整備する予定となっておりますので、それまでの間は仮教室と現在の教室での保育となります。県による補助金の交付決定等が現在まだ未定ということですので、

はっきりとした時期はお約束はできませんけども、補助金の決定後、速やかに執行し、できるだけ夏休みの前に完了させて、速やかに新教室のほうに移行したいというふうに考えております。

次に、指導員につきましては現在松田学童保育は6人によるローテーションで、常時3名。寄学童保育は5人によるローテーションで、常時2名の体制となっております。4月1日からの松田学童保育1室の増室に伴い、追加で常時2名の指導員が必要なため、2月15日のおしらせ号と町ホームページにて募集をしているところでございます。4月1日から松田学童保育の受け入れができるよう、粛々と準備を進めてまいります。

3つ目の、利用人数の増加に伴い運営事業として委託を考えますが、今後の方針はについてお答えをさせていただきます。教室の整備が済み、受け入れ態勢が整った後に、委託についても検討していきたいというふうに考えてはおります。現在、町直営で実施しておりますが、安全に学童を預かることで手いっぱいな現状でもございます。もし、民間のノウハウが加われば、預かれるだけでなく、プラスアルファの部分が期待できますので、委託にすることは学童保育のさらなる充実の一つになると考えてもおります。しかしながら、このプラスアルファ等々のために保護者の負担がふえるなどの弊害があってははいけないというふうに思っております。平成27年度中にしっかりと研究をさせていただいて、必要であれば委託も検討するということが、委託を前提とした検討ではなく、今後検討してまいりたいということをお理解いただきたいと思います。以上でございます。

7 番 鍵 和 田 御丁寧な答弁をありがとうございました。私はこれで5年生までの保育をですね、延長していただきたいのは常々思っておりました。今ですね、町長の答弁の中に、国の施策で6年生までがよくなったということで、今までは3年生まででした。それを松田町として独自で4年生までを延長していた。その部分は町からの持ち出しということでやっておりましたが、今度は6年生までということで、6年生までを国で負担をしていただけるということで理解してよろしいのでしょうか。

子育て健康課長 対象がもう6年生までということに4月からなりますので、補助も対象とな

ります。

7 番 鍵 和 田 ありがとうございます。5年生までと私言ってきましたが、これはちょっとまた変わってまいりました。5年生までですが、これは対象がですね、国で6年生までとなれば、やはり6年生までをやっていたきたいと私は今考えを変えました。ここでですね、5年生までと言ったのが、本当に今までですね、学校の帰りの安全性とかがあったんですけれども、これが6年生となるとまたちょっと。きょうの問題点は5年生までなんですけど、5年生までときょうの質問はさせていただきたいと。新たな申し込みは、今ですね、言っていたように、かなりの人数が見込まれております。また、これからですね、まだまだ途中から入りたいという方々もいらっしゃると思うんですけれども、指導員の、そうですね、1番、2番、3番がかなり、ちょっと関連していることなので、分けてはいきたいと思えますけれども、受け入れ態勢もわかり、また、指導員の体制ですけれども、これは厚生労働省では学年別に何人の児童で何人の指導者がいなければいけないとか、指導者は低学年までで、全部ひっくるめていいですよ、何人でもというか、学年齢と学校では40人体制、38人体制ありますけれども、そういうもので、何人までかという要綱の規定というものはどのくらいあるのでしょうか。

子育て健康課長 特にですね、学年ごとのというのはないんですけれども、保育室については何平米で何人というような基準がありますので、現在の松田学童保育では大体38名ぐらいが適正な規模なんです。常時、今現在見えている学童というのは大体それぐらいということで、42人ぐらいの登録はあるんですけれども、毎日出てくる方というのは決まっております、出てきたり出てこなかったり。そういう面積要件はございますが、学年ごとのというのはございませんので、全体として、例えば今回申し込みがありました松田学童62名につきましては2教室でということ。さらに、1教室につきまして必ず2人以上の指導員がつくようにという規定がございます。

7 番 鍵 和 田 ありがとうございます。今現在では2つ、これから3つになるということで、そこを1つの…何ていうんですかね、仕切りのある部屋と、また、全部をとってしまう、1部屋にしてしまうのか、それとも3つとか、2つに、低学年、高

学年、それによっては、また一つの部屋に指導員が何人とかって決まりはあるんでしょうけれども、やはり今後ですね、低学年、高学年、さらに5年生が入ってくると遊び方も違う、やることが違う、また活動の仕方が違うというところで、そのところは十分に勉強していただいてやっていただくというのは私たちよりもわかっているかと思うので、それはきちんとしていただきたいと思います。

今までですね、ちょっと、これは個人的なことも入ってしまうのかもしれませんが、今までのパートがですね、パートさんがいらっしゃって、そのローテーションをしていく。お休みをしたり、お休みをしなかったりというところで、3名であったり、4名であったり、またローテーションを組んでやってきたんですけども、以前に私がちょっと質問をさせていただいたときに、職員を、責任者として職員を1人置くことはできないのかとか、そういうことがありました。そのときに、職員に置くことによって、経費とかですね、保険ですとか、給与ですとかという問題があるので、なるべくパートを募集して、その何名かをローテーションをしていくことがいいのではないかといいことでやっていますよということをお聞きしたんですけども、今後パートをですね、募集をするということですので、ちょっとその募集が細かいところまではよくわかりませんが、これが幼稚園の先生をしていたとか、保育園の先生をしていたとか、また子供を携わってきたことをしていた、それからまた子育ての経験があるとか、そういう方が理想…実際には理想なんですけれども、その募集要綱とかというのがどのぐらいのところまで考えているか、わかる範囲内でお答え願います。

子育て健康課長 すいません。今現在募集しているのは保育園の教諭…あ、保育士の資格を持っている方か、幼稚園教諭の資格を持っている方ということで、4月から制度が変わりますとそういう正式な資格を持っている方か、2年以上の学童保育の実績があつて、研修を受けた者ということになるので、ここが新規でありますと2年以上の実績がございませんので、その資格を持った方として募集してございます。

7 番 鍵 和 田 ありがとうございます。大変これは子供さんのやはり安全とかですね、その

中の生活にかかわることなので、やはりそういう方の選定と、やはりその面談でよく話し合われて、なるべく子供さんとよりよく生活の中でしていけるような方を選んでいただきたい、それ希望しております。

家族がふえる中で、共働きの家族や母子・父子家庭などの子供たちの放課後の安全を守るためと私がこの文中で書いております。その要項の中で書かせていただいたのは、日常の生活の中でいろいろな事故、余りにも無残な今事件とかがすごく多く、私も心を痛んでおります。私たちの時代、私…私のことを言うにあれですけど、私の時代では本当に学校から帰ってきたらうちにランドセルほっぽり投げてですね、それこそ遊びに行きたい。また学校に戻って、学校の中でグラウンドで遊んだりとか、ちょっと今はもうなかなかない広場とかですね、そういうところでお友達と遊んで泥だらけになったりとかということが本当にあったんですけども、今は学校から帰ると塾とかですね、スイミング、またいろいろなクラブとかに通われるお子さんが多くなり、また遊びでは、何ていうんですか、ゲームとかですね、スマホでゲームをしたりとか、DSのゲームをしたりとかという、おうちの中でのゲームが本当に多くなってきて、外でなかなか遊ぶ子が見られなくなりました。その中で親御さんも、いっぱい事件があるから外で遊んでいるよりも、おうちの中で遊んでくれたほうが安全かな。そういうこともあり、なかなかそういう子供たちの声が外で聞こえなくなってしまったというのはとってもさみしいことなんですけど、やはりこれから考えますと、学童が5年生になって、塾へ通っている子供ももしかするとお母さんがですね、塾の合間まで、学校が終わってから塾の時間までは預かってほしいとか、そこから塾に行かせてほしいって要望もあるのではないかなということも思われます。実際に学童保育というのは、学校が終わった後にですね、親御さんが仕事が終え、親御さんって、保護者ですね、が学童まで迎えに行く、そしてそこで指導員と引き渡しが発生するという、そういうのが学童だと思うんですけども、そのようなところでは、今後その塾通いとかいろんな、クラブに通っている子供さん方ですね、その対応でも預かってほしいよというところの問題点とかが出てきた場合にはどうするかというところを、お考えであればちょっとお聞かせ願いたいです。

子育て健康課長 26年の2月にですね、子ども・子育て支援事業計画を立てる際のアンケートをとりましたときに、例えば5年生でありますと週2日習い事に行っているよという方が34.5%で一番多かったんですけども、そういう方々は、例えばその日は利用しないよというような形だったんですけども、もしそのまんまですね、塾に行くまでの間、学童で預かっていただけて、そこから塾へ行きたいよとかという場合は、ちょっと今後研究させていただきたいと思います。

7 番 鍵 和 田 これからですね、まだまだ本当に塾通いになる子供とかですね、いろんなクラブに通う子供たちは減らないと思うんですね。そういう子供が大きくなってきたときにその対応はどうするか。そのまま保護者の方がお休みをさせるよと言ってもなかなか不安があるというところで、やはりこの、これからは考えていただくのが重要なことなのかなと思っております。そういう場合にも、やはり安全で引き渡しが…引き渡しがというか、学校から…学童から出させてあげる、気をつけて行ってこられるようにしてあげられるというところも考えの一つではないかなと思うので、そここのところはこれから十分にやって、いい方向に進めていっていただきたいと思います。

3番目、最後になりますけれども、運営事業として、先ほど町長からも答弁ありましたけど、これから考えていかなければならない、そういうことも必要だというところですけども、委託についてもそれぞれの学年と人数によってやはり指導者の責任もかなり重くなっていくわけですよ。これからどんどん子供たちがふえていくことによって、指導員の方々にもやはり目の向け方というのが今までよりも幅広くなっていく。人数をふやせばそんなことないよって言われればそうかもしれませんけど。一人ひとりが違う個性を持ち、一人ひとりがみんなと集団の中にいるというところで、やはり安全性が必要とされていくんではないかと思います。

他町でですね、やはりちょっと聞くところによると、学校が終わった後に指導員の方が、これは今、松田小学校とか寄もそうなんですけども、学校の中にその施設がある、学童保育がある。でも、学童保育本来は学校の中ではなく、一つの施設として構えておかなければいけないというところも、ちょっと前に質問させていただいたときに、ちょっとそういうことを聞いたんですが、私が

間違えであったら申しわけないんですけども。やはり別棟でつくって、そこを学童保育としなければいけないということをちょっと私は聞いたんですけど。他町ではそこまで、学校が終わったら指導員さんが学校まで迎えに行って、学童の子供たちをまとめて施設の違う、また学童のところに連れていくと。そこで預かり、保護者の方がその施設に…施設というんですかね、空き家とかいろんなところもあるんですけど、そういうところにお迎えに行くというところがあります。松田で小学校の中でやっているというのは多分珍しいのではないかなとは思いますが、今後ですね、やはりそういうことで、学校内でやっているのは確かに親御さんにとってはとても安全で安心できる場所かと思うんですけど、やはり学校そのものの本質と学童保育の本質というのはやはり違いますから、そういうところであって、指導員の方もこれからふえていく。やはり委託、先ほど町長言いました委託というのは何が何でもやればいいのかなくて、いい方向でやっていかなければいけないという考えの中で、今後今の学校の中でずっと続けていくものなのか、またほかにそういう学童というところが、土地とかですね、建物もそうなんですけど、そういうところでやれるんだしたらやるような意向があるのか、そういうところがちょっとおわかりでしたらお知らせください。

子育て健康課長　　いずれは新しい考え方として、学校の中で学童保育をして、ほかにもですね、学校として放課後に子供教室とあって、例えば勉強を教えたりとか、さまざまなプログラムをなさいますよみたいな、今、授業がありまして、学童保育に行っている子は放課後こども教室に参加するときはそちらの教室へ移動して、そこでその教室を受けるといような考え方がちょっと国のほうで新しくできましたので、学校内でというのがこれからはふえるのではないかと。または、学校に隣接するところだと、学童保育をするという形になっております。せっかくここで、27年度に教室を整備するので、しばらく学校の中で続けていきたいと考えております。

7 番 鍵 和 田　　ありがとうございます。じゃあ、今までよりもすごくよくなってきたというか、国の方針も、厚生労働省としては本当に今までの私たちが思っていたことが現実にだんだんなってきたというところですよ。本当にそれいいことだと

思います。ちょっと私も勉強不足で大変申しわけないんですけど。そうなったときに、もし町長…町長ですか、学校内にその学童保育をこれからですね、するということで、委託ということはできるんでしょうかね。それとも、学校内ですから、委託はできたとしても、ある程度町がかかわり、町のところで委託…委託業者丸投げではなくて、やはり町がかかわってきて、そこに委託として入ってきていただくというのが、できないわけではないということですよ。それはできないことなんですか。ちょっと、ちょっとそのところは勉強不足で申しわけない。

子育て健康課長 学校の中にある学童保育室をそのまま委託するという事は可能でございます。

7 番 鍵 和 田 今、可能であるということですので、やはり町長も言っていましたメリットとかですね、デメリットがどのくらいあるものか、また、委託をした場合にはそれによって子供さんたちの安全がどのくらい今までと違って守られていくのか。今までが悪いと言っているのではないです。今までも守られてきました。松田は指導員さんがとてもいいということで、やはり子供たちも和気あいあいとやってきたので、その部分を残しつつ、やはり営業ですね、運営の事業としてさらなる充実になっていければ、私はいいのかなと思います。また今後、災害とか地震のときに、学校全体もそうですけれど、その後の学童保育の安全性として、防災訓練とか地震があったときにですね、じゃあ、そこから子供たちをどう避難させるのか、指導員はどうなのかというところも大変重要になってくる場所だと思いますので、やはりそのメリット・デメリット、また子供たちの安全を一番に考えてその委託というものをこれから考えていっていただきたいと思うのですが、再度、もう一度その委託に関してですね、これからどのように考えていく…お考えがあるのか、前向きにやっていただけるというのはさっき聞いたんですけど、再度よろしく願いいたします。

町 長 じゃあ、お答えをいたします。先ほどちょっとお話をして、この質問をいただいて、いただく前からなんですけどもね、いろいろこう検討をさせていただいております。本当にメリット・デメリットという表現が今回のその学童保育に当てはまるかどうか、ちょっとその辺から実はあるんですね。ですから、誰



のメリット・デメリットかというところの原点を間違っちゃうとやっぱりスタートする一步目が間違えるかなといったときに、今回学童保育のあり方についてはやはり厚労省といたしましょうかね、そっちのほうが管轄ということで、やはり共働きでとか、ひとり親で仕事をしている方々がどうしても子育ての中で子供を面倒見切れないうようなところから始まっておりますので、そういった方々のやっぱり御負担がやっぱり心配だとかですね、経済的な負担だとかがやっぱりふえないようにする中で質の向上を上げていきたいといったところは第1番目だと思うんです。それで、多少お金で解決すればいいじゃないかというような話も、乱暴なところもあるかもしれませんが、やはりその原点に立ち返って検討をしていきたいというふうに思っています。ですからそれを、先ほど最後ちょっとお話ししましたけども、やるのを前提でお話することばかりじゃなくて、本当に現実的にどういう状況であるのかというのをよくやっぱり把握をしながら、ニーズにやっぱりこたえていきたいということで、最終的に公の部分でノウハウ的なところがなかなか前に進まずに、ほかの地域のいいところをいただいてですね、松田流に変えて、その経済的なものとかを含めながら、ニーズにこたえられるのであればそういったときに、もう途中で移行してもいいのかなというふうには思います。現在まだそういった段階でいるということだけ御理解いただければと思います。以上です。

- 7 番 鍵 和 田      ありがとうございます。町長からもとても前向きで、これからどうしようかというのは、まずその原点のところから、これからやっていくということをお聞きしまして、本当に安心をいたしました。これは本当に子供たち、今少ない本当に子供たち、宝です。その子供たちが大きくなる中で、松田で育ってきてよかったと、松田にまた帰ってきたい、一回外に出ても松田に帰ってきたいという子供たちをですね、やはり育て上げるには、やはりそういった小さいときにですね、生活とか、思いとかというのがとても心に残ると思うので、やはりそういうところは、これから何かありましたら私たちにも、また議員にも相談していただき、議員の中にもいろんな意見もありますので、そういうところも聞いていただき、いい方向で進めていきたいと思っておりますので、ぜひまた今後、町長よろしく願いいたします。

以上、終わります。

議 長 以上で受付番号第8号、鍵和田貴実代君の一般質問を終わります。

以上で本日予定してました…（発言を求める声あり）

9 番 鈴 木 一般質問を終わりました、議長にお願いがございます。今回の一般質問を見させていただいて、同じ問題をみんな提起しています。それで答弁も大変です。「前回言いました」とか、「前に言いました」とか、ちょっと整理をしていただいて、皆さんの一般質問を整理していただいて、なるべく同じものが出ないように、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 よくわかりました。皆さん、質問者の方、また事務局…事務当局でもなるべく競合しないように調整をしておりますが、切り口が若干違う方がいらっしゃるので、これはひとつ議員として切磋琢磨して、よりいい質問を構成しなきゃいけないなというのは、議会としての大きな大きな課題だと思いますので、今の9番議員の意見を議員としてのみんなの心根として深く受けとめておきます。ありがとうございます。

11番 大 館 大変結構な御意見ですけどね、やっぱり議員の権利として一般質問権はありますので、これはだめ、あれはだめよという規制はちょっとできないんで、その辺の、やっぱりお互いの了解のもとにそういう判断をしてもらわないと、同じ問題が出たからだめよという話じゃないと思うんで、その辺は誤解のないように整理をよろしくお願ひします。

それとですね、事務局から今回も、毎回出る話なんですけども、実例を3例ぐらい挙げて、こういうふうにして下さいと、要望だと思いますけれども、強制はできないわけですよ。何聞こうとこっちの勝手ですから。その辺のことをね、やっぱり注意してもらわないと、発言を制限していくことになるんですよ。質問条項を、ね、事務局で、これは実例を挙げてこういうふうにして下さい、それは理想的な問題かもしれませんが、発言するほうとしては何を聞こうと別に、聞く範囲がね、何か法に触れたりとか、もう決められたこと以外の、とんでもないようなことはもちろんだめですけども、許容範囲の中で何を聞こうと、やっぱり我々の権利ですから、その辺のところを、やっぱり文書できちっとじゃなくて、みんなお互いの了解のもとでという話じゃないと

おかしくなっちゃうよ。文書で毎回そういうことをしてくるということはね、規制していることなんですよ。

9 番 鈴 木 ちよっと待って。今、大館議員が言った、私そういう意味で言ったんじゃないくて、同じ質問出たら相談させていただいて、違うような質問をしていただきたいということ、それを申し込んだんでね、決して個人の自由を束縛するようなことで言ったわけじゃないんで、それだけは承知しといてください。

議 長 9 番議員、11番議員のお話もありましたんですが、今回の議会でもお互いに調整をしながら、またこの議場で何番議員がこの後質問を、似たような質問をするから私はこれは浅くしてますとか、もうこれは相当ある意味でお互いでそういうことを心得ている。しかし議会とすれば、やはりこれからいろいろな、住民に対する間口を広げたりしますので、いろいろな勉強しなきゃいけないということですので。もし事務局ありましたら。

議 会 事 務 局 長 すいません。事務局として、一般質問の受け付けの対応について若干説明させていただきます。11番議員がおっしゃるとおり、議員さんというのはやはり一般質問の権利があります。一方で、皆様記憶あると思うんですけども、3年ほど前にまちづくりについてということで、3人の議員さんが登壇したときに同じようなタイトルだったと。一般の町民からはこれは何なのよということ、厳しいお言葉をいただきました。そのような中で、今までもあるんですけども、同じようなタイトルのときに、受け付けのときに切り口を変えていただいているということで、今回も事実、1名の議員さんについてはここをもう少しお願いしますよということで行ったつもりです。一応私のほうで受け付けられる限度というのが、今回若干重なったかもしれませんが、ある程度切り口を変えて質問していただくと。そこまでは事務局でできます。ただ、それ以上の御要望になると、別室の全員協議会で皆さんと詳しく議論した中でいい方向を持って行っていただけたらありがたいと、このように感じております。以上です。

1 1 番 大 館 事務局いろいろ苦勞されているのはわかりますけどね。やっぱり問題は同じことが何回も…きのうも私も質問しましたが、一般質問したことに対して町がね、どのような対応をしたか、きちつきちつとはっきりあらわれてこない。

毎回毎回、人口増加問題とか少子化対策とか、もうこれ国も県もちろん同じでしょうけども、毎回毎回出るんです。それはやっぱりその都度こういう質問がありましたけども、ね、こういう対応をしましたよというようなね、目に見えたものが出てこないから毎回同じものが出るんですよ。その辺も執行者側についても対応についてももう少し、今までと変わった、目に見えたような結果が出るような対応をしてもらえればそんなことはないと思います。以上。

議

長 今、執行者側の皆さんに申し上げますがね、今、議員のほう、また事務局のほうからもお話がありましたんですが、事務執行は大変だということは理解していますが、やはり答弁等につきましては具体策と一緒に答弁していただければ、議員のほうも次から次へと、前に進む質問ができ、またその討論ができると思いますので、その点を十二分に御理解いただきたいというふうにお願いします。

本日はこれにて散会をいたしますが、なお、午後1時より、大会議室において全員協議会開きますので、定刻までに御参集をいただきたいと思います。

なお、明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願い申し上げます。本日は御苦労さまでございました。(11時16分)